

インポート@5円 サービス利用規約

第1条(目的)

本規約は、株式会社 EPARK リラク&エステ(以下「当社」といいます。)が提供する「インポート@5円」サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関して、本サービスの利用を希望する店舗(以下「利用者」といいます。)と当社との間の権利義務を定めるものです。

第2条(サービス内容)

1.本サービスは、利用者より提供された顧客情報データ(以下「対象データ」といいます。)を当社が PeakManager システム(以下「PeakManager」といいます。)に以下の手順でインポートすることを内容とするサービスです。なお、本サービスは継続的な役務提供は含まれないものとします。

(1)利用者からの対象データの取得(データ形式問わず)

(2)当社による対象データの形式整理

(3)整理済みデータの利用者への共有および確認

(4)PeakManager への対象データのインポート(以下「登録データ」といいます。)

2. 当社は対象データのインポートが完了した場合、利用者に対し電磁的方法を含む手段によりその旨を通知するものとします。利用者は当該通知を受領後、速やかに登録データの検収を行い、当社所定の書面又はフォーム等にて検収完了の意思表示を当社に行うものとします。この場合、当該意思表示が当社に到達した日をもって、検収完了日とします。

3. 当社によるインポート完了の通知日から8日以内(以下「検査期限」という。)に、利用者より検収完了の意思表示がない場合、当社は、当該検査期限の終了日をもって、検収が完了したものとみなします。

4. 検収完了日以後、当社は、登録データに関し、一切の修正義務を負わないものとし、修正依頼は応じないものとします。

5. 本サービスの申込時に利用者が本規約に同意し、当社が申込を受諾した時点をもって、当社と利用者との間に本サービスの利用契約が成立するものとします。

第3条(通知)

1. 当社から利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。

2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌日(但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日)に利用者には到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者には到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で利用者には到達したものとみなすものとします。

3. 利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条(利用料金)

1. 本サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます。)はインポート件数×5円(税別)とします。ただし、契約ごとに別途定めがある場合はこの限りではありません。
2. 利用者は、当月分の利用料金を、検収完了日の属する月の翌月末日までに当社指定口座に振込み、自動振替、又は別途当社が定める方法にて支払うものとします。振込手数料は利用者が負担するものとします。
3. 当社の責めに帰すべき事由によらず、利用者が本サービスを使用することができなくなった場合であっても、利用料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、理由の如何を問わず、利用者が当社に対して既に支払った利用料金を含む一切の料金を返還しないものとします。

第5条(禁止事項)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。

第6条(免責)

1. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他当社のサービスに関して利用者に生じた損害について、当社に故意・又は重過失がない限り、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 利用者が提供した対象データに誤り、欠陥、又は不正確な情報が含まれていたことに起因して登録データに不備が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本サービスは一過性の役務提供であり、継続的な保守・監視義務を当社は負わないものとします。
4. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第7条(秘密保持)

利用者は本サービス利用中に知り得た全ての情報を機密情報として取扱うものとし、目的を超えて使用し又は第三者に開示・漏洩しないものとします。また、利用者はその従業員に対し、本条による機密保持義務を遵守させるものとします。

第8条(再委託)

1. 当社は、本サービスの一部又は全部を、利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、第三者に委託できるものとします。
2. 利用者は、情報に関する同意書に別途定められた事項に同意した上で本サービスを申込みものとします。

第9条(お問合せ)

利用者は、当社に対して本サービスに関する問合せを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

第10条(本サービス及び規約の変更)

1. 当社は、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約又は本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更した場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を利用者に当社が指定する方法により通知するものとします。
3. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。
4. 当社は、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を変更又は廃止することができるものとします。
5. 利用者は、当社が、自己の裁量によって、利用料金を変更する可能性があることにつき、予め同意するものとします。なお、当社は、当該変更日の60日前までに利用者へ通知を行うものとします。

第11条(損害賠償)

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害(逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。)等を全額賠償する責任を負うものとします。

第12条(利用目的)

当社は、本サービスの提供に関連して取得した利用者に関する情報(個人情報を含みます)を、以下の目的の範囲内で利用するものとします。

- ①本サービスを提供する場合(利用料金等に関する請求を行う場合を含みます)。
- ②本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社(以下、総称して「当社等」といいます。)が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。

- ⑦当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧法令の規定に基づく場合。
- ⑨利用者から事前の同意を得た場合。

第 13 条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、自ら及び自らの役員が、本契約の締結日において、次の各号に掲げる者(以下「反社会的勢力」と総称する。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員
- (3)暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (4)暴力団準構成員
- (5)暴力団関係企業
- (6)総会屋
- (7)社会運動等標ぼうゴロ
- (8)特殊知能暴力集団
- (9)その他前各号に準ずる者

2. 当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1)反社会的勢力によって経営を支配されていること
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3)自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5)自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

4. 当社及び利用者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。

5. 前項に基づく契約の解除が行われた場合、本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反した当事者(以下「違反当事者」という。)は、解除を行った相手方(以下「解除当事者」という。)に対して損害賠償を請求できないものとする。

6. 第4項に基づく契約の解除によって、解除当事者が損害を被った場合には、違反当事者は解除当事者に対してこれを賠償する責を負うものとする。

第14条(準拠法・合意管轄)

本規約は日本法に準拠し、本サービスに関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条(信義誠実の原則)

本規約の解釈に疑義が生じた場合は、利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

附則

本規約は2025年8月1日より適用されます。